

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	26 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	20 件

第1 委員会の結論

申立人の平成元年12月から2年2月までの期間及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年12月から2年2月まで
② 平成2年12月

私は、平成元年12月にそれまで勤めていたA社を退職し、2年1月からB社に就職し、同年3月に本採用となって厚生年金保険に加入した。その後、同社を同年12月に退職し、3年1月からC社に就職した。

平成3年の春ごろに「国民年金加入について」という往復はがきがD市役所の年金課から届き、妻と一緒に同市役所へ行き取得届を提出した後、保険料を納付したことを覚えている。

はがきには、国民年金加入義務のお知らせと未加入期間があること及びその期間の保険料金額が書いてあり、慌てて手続をし、3万円ほどの保険料を納付したことを覚えているので、申立期間が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年の春ごろに、D市役所から届いたとする国民年金加入勧奨の往復はがきのうち往信はがきのみ所持しており、往信はがきの文面には、「公簿により調査したところ、あなたは国民年金に加入すべき方と思われるので、返信用の取得届に所定事項を記入、捺印のうえ必ず提出してください。」と表記されていることから、申立人は返信はがきを提出したことにより国民年金被保険者資格取得手続が行われたとしても不自然ではない。

また、申立人は、D市役所から加入勧奨はがきが届いたことをきっかけとして同市役所へ行き国民年金被保険者資格取得手続を行い、その後、納付書が届き、申立期間の保険料を同市役所内のE銀行派出所で納付したとしており、そ

の記憶は特に不自然ではない上、同市に確認したところ、申立期間当時、同銀行派出所において過年度保険料を納付することができたとしている。

さらに、申立人は申立期間の保険料として3万円ほど納めたとしているが、申立期間の保険料を実際に納付するのに必要な金額は、3万2,400円であり、申立人の主張する金額と近似している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月から同年11月まで

A町役場で、父母のどちらかが私の国民年金の加入手続をしてくれた。婚姻（昭和40年3月）の際に、申立期間の保険料の領収書を確認した記憶があることから、申立期間について納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人には、2回、国民年金手帳記号番号が払い出されており、1回目は昭和39年12月に、2回目は51年10月にいずれもA町において払い出されているほか、これら以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。このため、申立人の最初の国民年金加入手続は39年12月ごろに行われ、その際に37年8月にさかのぼって資格取得したものと推認され、申立期間当時には未加入であったことから、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これらを行ってくれたとするその両親が死亡しているため、その状況について確認することはできないほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

一方、申立人の1回目の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間のうち、昭和37年10月及び同年11月の保険料を過年度納付することが可能である。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付してくれていたとするその両親は、「10年年金」に任意加入し、申立期間を含むすべての期間の保険料を納付しているほか、申立期間当時に申立人と同居していたとするその兄も国民年金制

度発足当初から 60 歳到達までのすべての保険料を納付しており、申立人家族の保険料納付意識は高かったものと認められる。

加えて、社会保険庁の記録では、申立人の 1 回目の国民年金加入手続きが行われた時期より以前の昭和 37 年 12 月から 39 年 3 月までの保険料は納付済みと記録されている。これは、申立人の両親が申立人の国民年金加入手続き後に過年度納付したものと考えられ、同様に、加入手続き時点で過年度納付可能であった 37 年 10 月及び同年 11 月の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 10 月及び同年 11 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月、同年9月及び47年4月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年8月及び同年9月
② 昭和47年4月から48年3月まで

夫が、夫の兄の会社を昭和46年7月に退職し、同年10月からA市B区役所のそばで、夫婦で飲食店を始めた。夫の兄に国民年金の加入手続をするように言われたので、夫が、私たち夫婦の加入手続をした。同区役所の職員が、毎月、飲食店に国民年金保険料の集金に来ており、私が夫婦の分を一緒に納付していたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人の国民年金の加入手続は昭和48年6月ごろに行われたものと推認され、その時点では、申立期間を含む46年8月から48年3月までの保険料を過年度納付することが可能である。

また、申立人は、国民年金加入手続が行われたと推認される昭和48年度以降の保険料については、60歳に到達するまですべて納付しているほか、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）により、同年度から58年度までの保険料はすべて現年度納付したことが確認でき、申立人の保険料納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人の被保険者台帳により、申立人の国民年金加入手続が行われた時点で過年度納付が可能な期間のうち、申立期間①と②には含まれる昭和46年10月から47年3月までの保険料が過年度納付されたことが確認でき、申立人が加入手続の時点で過年度納付可能であった期間のうち当該期間の保険料のみを納付し、その前後の申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月から48年3月まで

私は、兄の会社を昭和46年7月に退職し、同年10月からA市B区役所のそばで、夫婦で飲食店を始めた。兄に国民年金の再加入手続をするように言われたので、私が夫婦の加入手続をした。同区役所の職員が、毎月、飲食店に国民年金保険料の集金に来ており、妻が夫婦の分を一緒に納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。また、申立期間のうち、途中、妻が納付済みなのに、私が未納とされている期間があることにも納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は共に、申立期間後の昭和48年度以降60歳に到達するまでの国民年金保険料をすべて納付しているほか、社会保険庁が保管する申立人夫婦の被保険者台帳（マイクロフィルム）により、夫婦共に、同年度から58年度までの保険料を現年度納付したことが確認でき、申立人夫婦の保険料を納付していたとする妻の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人には、昭和37年3月と48年6月の2回、国民年金手帳記号番号が払い出されている。このうち2回目の国民年金手帳記号番号は申立人の妻と連番で払い出されており、以後、上記のとおり、夫婦共に保険料を現年度納付していることから、夫婦一緒に加入手続し、一緒に保険料を納付していたとする申立人の説明に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人夫婦が一緒に国民年金加入手続を行ったと推認される時点（申立人の2回目の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和48年6月ごろ）では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能である。申立人の妻は、このうち46年10月から47年3月までの保険料を48年12月に過年度納

付したことが妻の被保険者台帳により確認でき、申立人が当該期間の保険料を納付しなかったとは考え難いほか、夫婦共に過年度納付可能な期間のうち一部の期間の保険料のみ納付し、ほかの期間の保険料を未納としたとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで

私は、免除されていた申立期間の国民年金保険料を A 市役所で追納したので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った昭和 50 年度（申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期）以後、60 歳に達するまでの期間（申立期間を除く。）の保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間を含む昭和 57 年 10 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料を免除されていたが、そのうち、57 年 10 月から 61 年 3 月までの 3 年 6 か月の保険料は追納されており、申立期間の 12 か月の保険料のみ追納しなかったとは考え難い。

さらに、申立人は、国民年金保険料の追納方法について、追納保険料を収納する社会保険事務所が作成した納付書の記憶は無く、A 市役所で手続を行い、同市役所で納付したとしている。この点については、同市役所内に国庫金（追納保険料）を取り扱う金融機関があったこと、及び申立期間以外の免除期間の保険料はすべて納付されていることを踏まえれば、申立人の説明に不合理、不自然な点は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和19年4月1日、資格喪失日は20年8月31日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から20年10月30日まで

私は、昭和19年3月1日に学校を卒業し、同年4月1日からA社B支店に工員として入社した。同級生も何人か一緒に入社した。その後、同年12月の震災で同社B支店は仕事ができなくなり、同社C支店へ異動した。その支店内で終戦を迎え、玉音放送を聞いた覚えがある。今回、一緒に入社した同級生に年金記録があるとの話があり、私の年金記録が無いのは納得できないので、調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B支店への入社から同社C支店への異動、退社するまでの間の勤務状況に関する事実経過の説明は、具体性があり、文献の内容とも一致していることから判断すると、申立人は、申立期間当時、同事業所に継続して勤務していたことを認めることができる。

また、申立人と同じ学校から同じ養成工としてA社に入社した同僚（資格取得日が昭和19年4月1日）及び同社B支店から同社C支店へ一緒に異動した同僚は、いずれも20年8月31日まで被保険者記録があることから判断すると、申立人は、申立期間のうち、同年8月31日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

一方、A社B支店の被保険者名簿については、震災によりすべて焼失し、現存する被保険者名簿は無く、復元もされていない。また、年金番号を払い出す際に作成される被保険者台帳索引票については、被保険者名簿とは異なり震災

による大規模な焼失は免れているものの、何らかの事情によりかなりの数の番号の欠落が確認でき、これによって被保険者名簿を復元することも困難な状況にある。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当ではないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間のうち、昭和19年4月1日から20年8月30日までの期間に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が19年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時は、保険出張所)に対して行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、前述した同僚二人の被保険者記録から判断して、20年8月31日とすることが妥当であると判断する。

また、当該期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和44年法律第78号)附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

一方、申立期間のうち、昭和20年8月31日から後の期間については、同日までA社において被保険者記録を有する同僚が、申立人が自分より後まで勤務していたと証言しているものの、勤務していた期間を特定できないこと、及び申立人の同僚二人が20年8月31日に被保険者資格を喪失していることから、申立人が、当該期間についてまで厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和19年12月7日、資格喪失日は20年8月16日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和19年10月1日から20年8月16日まで

昭和19年3月1日に学校を卒業し、自営で大工の仕事を半年やった後の同年10月1日にA社に入社した。この会社には、同級生の何人か入社している。その支店で終戦の20年8月15日まで働いた。学校の同級生には、年金記録があるのに、自分に無いのは納得できないので、調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和19年3月に学校を卒業してから、自営で大工を半年ほどしてからA社に入社したとし、入社日については、記憶が曖昧であるものの、同年12月7日の地震の日には、同社B支店へ行き、作業中に地震があり壊滅的状况になるまでの事実経過や終戦を支店内で迎えた説明には具体性があり、文献の内容とも一致していることから判断すると、申立人は、同年12月7日から20年8月15日までは同事業所に継続して勤務していたことを認めることができる。

また、申立人と同じ学校からA社に入社した同僚二人は昭和20年8月16日又は同年8月31日まで被保険者記録があることから判断すると、申立人は、19年12月7日から20年8月16日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

一方、A社B支店の被保険者名簿については、戦災によりすべて焼失し、現存する被保険者名簿は無く、復元もされていない。また、年金番号を払い出す際に作成される被保険者台帳索引票については、被保険者名簿とは異なり戦災

による大規模な焼失は免れているものの、何らかの事情によりかなりの数の番号の欠落が確認でき、これによって被保険者名簿を復元することも困難な状況にある。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当ではないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間のうち、昭和19年12月7日から20年8月15日までの期間に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が19年12月7日までに厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時は、保険出張所)に対して行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20年8月16日とすることが妥当であると判断する。

また、当該期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和44年法律第78号)附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

一方、申立期間のうち、昭和19年12月7日までの期間については、申立人は、学校を卒業して自営で大工を半年ほどしてからA社に徴用工として入社したとしているものの、同社への入社時期に関する申立人の記憶は曖昧であり、また、申立人より前に同社に入社した同じ学校の同級生の同僚も、申立人が学校を卒業して数か月後に入社してきたと証言しているものの、入社時期が特定できないことから、申立人は、当該期間については、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年3月、同年4月及び同年6月から同年9月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年1月から平成4年6月まで

申立期間について、標準報酬月額が実際の給料と差がある。標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、昭和63年3月、同年4月及び同年6月から同年9月までの期間については、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は全喪しており、不明であるが、このほかに確認でき

る関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立人から提出された給与明細書及び給与支払明細書・社会保険事務所届出月額・過少申告月額等一覧表によれば、申立期間のうち、昭和63年5月については、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、社会保険庁の記録における標準報酬月額を超えないことから、また、申立期間のうち、同年1月及び同年11月から平成元年1月までの期間については、保険料控除が確認できないことから、昭和63年2月、同年10月及び平成元年2月から4年6月までの期間については、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に見合う標準報酬月額と社会保険庁に記録されている標準報酬月額は一致していることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における資格取得日及び喪失日は、昭和17年6月1日及び18年1月1日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和16年4月1日から17年4月1日まで
② 昭和17年4月1日から18年1月1日まで
③ 昭和20年9月1日から22年8月1日まで

申立期間①については、私は、昭和16年4月1日にA社C支店に入社し、自宅から通勤した。仕事は穴開け程度であった。長時間勤務のため、病気で3週間程度休み、病院に通院し、健康保険証を使った。

申立期間②については、昭和17年3月末にA社B支店に転勤を命じられ、自宅から通勤した。5か月後、病気で長期欠勤することになり、同じ病院に通院し、健康保険証を使った。その後、同年12月末に退職した。19年夏に疎開先で資料等がすべて空襲で焼失した。

申立期間③については、昭和20年9月にD社に入社した。21年初めに代表者から年金に入らない旨の通達があり、同僚とともに年金に未加入であった。年金加入は企業の責任であり、納得できない。

申立期間①から③について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和16年4月1日にA社C支店に入社し、同日から17年3月31日まで同社において勤務し、その後、同年4月1日から同年12月31日まで同社B支店で勤務し、その間、厚生年金保険（当時の名称は、労働者年金保険）の被保険者であったとしているが、社会保険庁のオンライン記録では、厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

しかしながら、学校を卒業後、叔父の工場で手伝いをし、昭和16年4月1日

にA社C支店に入社した状況、その後、同社C支店までの距離が遠く通勤に時間がかかることから、上司から勧められ、17年4月1日に同社B支店に転勤したこと、その後、病気を患い、同年12月末で退職したこと、その後、約1年半の療養等を経て、E社に入社したこと等の申立人の説明は具体的で、市電を乗り継ぎ通勤した状況、通院した病院の所在地等について、当時の文献資料と一致し、信憑^{びよう}性が認められることから、申立人は、昭和16年4月1日から17年3月31日まではA社C支店に勤務し、同年4月1日から同年12月31日までは同社B支店に勤務していたものと認められる。

また、A社における当時の総務、給与担当者の厚生年金保険被保険者資格取得に係る証言並びに同社社史の厚生年金保険被保険者資格取得及び保険料負担に係る記述から判断すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和17年6月1日から18年1月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

ところで、社会保険事務所は、A社B支店の被保険者名簿については、戦災等により消失し、一部不明となっている可能性があるとしており、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿の記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間①及び②に継続して勤務した事実及び申立期間②のうち、昭和17年6月1日から18年1月1日までの期間について、事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者の資格取得日及び喪失日は、17年6月1日及び18年1月1日とすることが妥当であると判断する。

また、当該期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分に

なされているとは言えない。

一方、申立期間①及び申立期間②のうち、昭和17年4月1日から同年6月1日までの期間については、厚生年金保険法（当時の名称は労働者年金保険法）が施行され、保険料の徴収が始まったのは同年6月からであり、厚生年金保険料の給与からの控除は無かったものと推認される。

申立期間③については、D社から提出された在籍証明書により、申立人が申立期間③に同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、D社は当時の資料は無く、厚生年金保険の取扱いは不明としている。

また、申立人は、「申立期間③当時、事務職であった私と同僚は、社長から厚生年金保険に入れないと言われ、厚生年金保険に未加入であった。」としているところ、当該同僚についても、申立期間③の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

さらに、当該同僚は、既に死亡している上、申立期間③に厚生年金保険被保険者記録が認められる同僚は、申立人の記憶が無く、周辺事情を調査することができない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、申立期間②のうち、昭和17年4月1日から同年6月1日までの期間及び申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録を平成9年11月から10年6月までは50万円、同年7月から11年4月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年11月1日から11年5月31日まで
② 平成11年5月31日から同年12月まで

私は、社会保険事務所から教えられ、申立期間①に係る標準報酬月額が遡^{そきゆう}及して訂正されていることが分かった。申立期間①の標準報酬月額を訂正前の記録に戻してほしい。

また、A社には平成11年12月まで勤務していたので、申立期間②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立人の当該期間の標準報酬月額は、申立人が主張する平成9年11月から10年6月までは50万円、同年7月から11年4月までは59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（同年5月31日）の後の同年6月11日付けで、9年11月1日に遡^{そきゆう}及して9万2,000円に引き下げられている。

また、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は平成9年8月29日に取締役就任するとともに、同年11月19日に設立当初の代表取締役のB氏に代わり代表取締役に就任しているものの、B氏は11年4月30日に代表取締役に再任され、申立人に係る標準報酬月額の訂正処理が行われた時点では、同社には申立人とB氏の二人が代表取締役を務めていたことが確認できるところ、申立人は、「自分は雇われ社長の立場であった。代表取締役として登記されていた認識も無かった。」と主張しており、同社の複数の従業員も、「申立人は、

申立期間①当時は社長であったが、経営に携わる立場ではなく、社内において実質的な権限は、会長であるB氏が握っていた。」としていることから、申立人は、社会保険事務について権限を有していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成9年11月から10年6月までは50万円、同年7月から11年4月までは59万円とすることが必要と認められる。

申立期間②について、社会保険事務所の記録によると、A社は平成11年5月31日に全喪しており、当該期間において同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人は、申立期間②のうち、平成11年8月から同年12月まで国民年金に加入するとともに、保険料の申請免除を受けていることが確認できる。

さらに、申立期間②当時の事業主の所在も不明のため、当該期間における申立てに係る事実を確認することはできない上、全喪時にA社の厚生年金保険被保険者であった複数の者に確認したが、申立人が当該期間も同社に継続して勤務していたとする証言は得られず、ほかに、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、平成15年2月及び同年3月は17万円、同年4月から16年4月までの期間及び同年6月から同年9月までの期間は22万円に訂正する必要がある。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成16年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間①に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）及び申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年2月5日から16年10月30日まで
② 平成16年10月30日から同年11月1日まで

自分の年金記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額は、実際に支給されていた給与額と違う額で社会保険事務所に届け出られていることが分かった。当該期間の給与支払明細書を持っているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

また、A社を退社したのは、平成16年10月末日であったのに、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年10月30日とされているため、同年10月は被保険者期間になっていないが、給与支払明細書で同年10月の保険料控除が確認できるので、申立期間②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成16年5月以外の期間については、申立人が保管している給料支払明細書及びA社が保管している申立人に係る賃金台帳により、24万円から30万円程度の給与が支払われていたことが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなることから、当該期間の標準報酬月額については、給与支払明細書及び賃金台帳の保険料控除額から、平成15年2月及び同年3月は17万円、同年4月から16年4月までの期間及び同年6月から同年9月までの期間は22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与支払明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁に記録されている当該期間の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ず、その結果、社会保険事務所は、当該期間について、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成16年5月については、A社が保管している申立人に係る賃金台帳により、給与が支払われておらず、当該月については申立人が主張する標準報酬月額(22万円)に見合う保険料が控除されていないことが確認できることから、標準報酬月額の記録について訂正する必要は認められない。

申立期間②について、申立人が保管している給与支払明細書及びA社が保管している賃金台帳により、申立人が平成16年10月31日までA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が保管している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、同社は平成16年10月30日を厚生年金保険の資格喪失日として届け出たことが確認できることから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①、②、③及び④は25万円、申立期間⑤及び⑥は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年 7 月 15 日
② 平成16年12月 15 日
③ 平成17年 7 月 15 日
④ 平成17年12月 15 日
⑤ 平成18年 7 月 18 日
⑥ 平成18年12月 15 日

私は、A社を退職後に、社会保険事務所で同社に係る厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立期間の賞与記録が無いことが分かった。

私が保管している賞与明細書で、申立期間についても厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している平成16年度から18年度までの賞与明細書の写しにより、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（平成16年 7 月 15 日、同年12月 15 日、17年 7 月 15 日及び同年12月 15 日は25万円、18年 7 月 18 日及び同年12月 15 日は26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書の賞与支払額及び保険料控除額から、申立期間①、②、③及び④については25万円、申立期間⑤及び⑥については26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立てどおりの届出及び保険料納付を行ったか否かは不明としているが、すべての申立期間について、賞与明細書により申立人の賞与から厚生年金保険料の控除が確認できるにもかかわらず、社会保険庁には申立人の標準賞与額に係る記録が無く、計6回の賞与支払届において、いずれの機会にも社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出せず、その結果、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（30万円）であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和11年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：平成3年4月1日から同年8月31日まで

社会保険庁の記録では、平成3年4月から同年7月までの期間に係る標準報酬月額が9万8,000円とされているが、私の当時の給与は総額30万円ほどであり、報酬に見合う等級の保険料が源泉徴収されていた。申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額を申立人が主張する30万円と記録していたところ、A社が適用事業所に該当しなくなった日（平成3年8月31日）の後の同年10月14日付けで、同年4月1日まで遡及^{そきゅう}して9万8,000円に引き下げられている。

また、申立人は、商業登記簿謄本によると、申立期間当時、A社の代表取締役であったことが確認できるが、社会保険事務は行っておらず、同社の元監査役（申立人の長男）は、「適用事業所の全喪の届出をした際に、厚生年金保険料の滞納を無くすため、社会保険事務所の指導に基づき、自らと父親の被保険者資格喪失日を平成2年9月1日に、妻の被保険者資格喪失日を3年1月25日にさかのぼることに同意した。しかし、母の標準報酬月額の引下げについては聞いていない。」と証言している。

さらに、当時の複数の従業員は、「A社で権限を持っていたのは申立人の元夫であり、申立人の元夫のことを社長、申立人のことを奥さんと呼んでいた。」「申立人は手伝いに来て2時間程度で、A社で仕事はしていない。」などと証言している。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 30 万円とすることが必要と認められる。

愛知厚生年金 事案1859

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額の記事については、申立期間のうち、平成4年3月から6年12月までの期間は47万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月1日から8年2月6日まで

A社における厚生年金保険被保険者記録は、平成4年3月1日に標準報酬月額が47万円から32万円に下げられているが、仕事内容が変わった覚えは無く、給与も退職まで毎月額面平均50万円前後もらっていた。改定前の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成4年3月から6年12月までの期間については、申立人名義の預金口座により、当該期間のA社からの給与は、毎月42万円前後の額が振り込まれていることが確認できる上、賃金台帳兼源泉徴収簿（7年1月から8年2月まで）に記載されている賃金総額は平均53万円であることから、申立人は当該期間において、社会保険庁の記録する標準報酬月額32万円より高額の給与を支給されていたことが確認できる。

また、社会保険庁の記録では、平成4年3月1日付け（処理日は同年4月10日）の随時改定（以下「当該随時改定」という。）により、申立人の標準報酬月額は47万円から32万円に減額されていることが確認できるところ、当該事情に関し、A社の代表者は、厚生年金保険料の滞納が続いたために、全従業員について実際の給料より低い報酬月額を届け出たと証言している。

さらに、当該随時改定により標準報酬月額が 38 万円から 24 万円に減額されている同僚から提出された給与明細書の厚生年金保険料の控除額は、平成 4 年 3 月から 7 年 2 月までの期間においては、当該随時改定後の標準報酬月額 (24 万円) に基づく保険料よりも高額な保険料が控除されている上、当該随時改定直後の期間については改定前と変わらないままの保険料が控除されていることが確認できるとともに、当該随時改定により標準報酬月額が 50 万円から 24 万円に減額されている他の同僚から提出された 5 年 1 月分給与明細書では、減額改定されたにもかかわらず、従前の標準報酬月額 50 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

加えて、申立人の報酬月額は、申立人の預金口座に振り込まれている額に毎月増減があるものの、厚生年金保険料等の控除額を考慮すると、当該期間において標準報酬月額で 47 万円以上に見合う額が支給されていたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、平成 4 年 3 月から 6 年 12 月までの期間について、申立人の厚生年金保険料の控除を確認できる資料は無いが、上述の同僚における厚生年金保険料の控除の状況から、申立人の当該期間の厚生年金保険料は、当該随時改定前の標準報酬月額 (47 万円) に見合う保険料が控除されていたものと推認できる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、推認される保険料控除額から、47 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が実際の給料より低い報酬月額を届け出たとしていることから、その結果、社会保険事務所は、当該随時改定前の標準報酬月額 (47 万円) に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 4 年 3 月から 6 年 12 月までの期間以外の期間については、賃金台帳兼源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、事業主が控除していたと認められる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁に記録されている標準報酬月額が一致していることから、記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 11 月 1 日から 42 年 3 月 1 日まで

私は、脱退手当金制度を承知しておらず、受け取った記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年1か月後の昭和43年3月29日に支給決定されたこととされており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の脱退手当金の支払は隔地払いとなっているところ、申立人は脱退手当金裁定請求書に記載された住所に居住していなかったことが認められるなど、当該裁定請求書の記載内容に不自然な点が見受けられることから、申立人の意思に基づいて脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 9 月ごろから 33 年 4 月ごろまで
② 昭和 33 年 9 月 1 日から 35 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 36 年 6 月 13 日から 37 年 10 月 27 日まで

申立期間①について、A劇場では売店に勤務し、幕間には通路を歩いてみかん等売っていた。いつも妹が見に来ていた。

申立期間②及び③について、脱退手当金をもらった記憶は無い。脱退手当金受給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③の脱退手当金は、申立期間③における厚生年金保険資格喪失日から約1年後の昭和38年10月25日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前後に勤めていたB社、C社及びD社の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。さらに、D社の被保険者期間の厚生年金保険記号番号は、申立期間②の厚生年金保険記号番号に重複取消処理が行われていることが確認できるにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは、事務処理上も不自然であり、申立人が申立期間②及び③のみを請求し、未請求となっている被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立人は「戸籍と異なる氏名を使用したことは無い。」と主張しているところ、申立期間②及び③の申立人の厚生年金保険被保険者名簿の名前は、戸籍上の名前と異なっており、同名簿は訂正処理が行われていないことから、

申立期間②及び③の脱退手当金は戸籍上の記載と異なる名前で請求されたものと考えられること、及び申立期間③の被保険者名簿は結婚により改姓し姓が訂正されているが、申立期間②の被保険者名簿及び記号番号払出簿は訂正されておらず、申立人の脱退手当金は、旧姓で請求された可能性が考えられるが、申立人は昭和37年6月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

加えて、脱退手当金支給済期間及び脱退手当金支給額は、請求月数（48月）及び法定支給額といずれも一致せず、社会保険庁の記録に説明不能な矛盾がある。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②及び③に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

一方、申立期間①について、申立人の妹の証言から、申立人が当時、A劇場内の売店で売り子をしていたことは推認される。

しかし、E社F支社によれば、「厚生年金保険に関する資料は、申立期間①当時の帳簿が残っている（大学ノートにまとめた手書きの帳簿。被保険者の資格得喪記録が一覧表形式で記載。）が、申立人の記録は無く、申立期間①当時の人事記録も本社に現存しており、A劇場に勤務していた者の記録はあるが、申立人の記録は無い。」との回答で、申立人が同社に勤務していたことは推認できない上、同社は、昭和36年4月以降は、劇場内の売店は子会社のG社が経営し、劇場内の販売は系列外のH社が担当していたが、それ以前の申立期間①当時の劇場内販売をどこが担当していたかは不明との回答で、申立人が勤務していた会社を特定できない。

また、社会保険事務所におけるE社F支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間①（資格取得者159人）に申立人は見当たらず、健康保険整理番号の欠番も無い上、昭和36年4月以降に劇場内の販売を担当していたとするH社は、厚生年金保険の適用事業所の届出がなされていない。

さらに、申立人は同僚の記憶が無く、申立てに係る周辺事情を調査できない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から50年9月まで

昭和43年4月に事業の許可を受け、従業員の社会保険加入の手続を行った。その際、代表者である私は個人事業主であったため、A市役所で国民年金加入手続を行った。

当時、私は3人の幼子と妻との5人家族であり、国民健康保険には加入していたので、国民年金にも加入していたはずである。

10年ぐらい前に国民年金の加入時期に不審を抱き、社会保険事務所やA市役所に問い合わせるなど調査を始めたが、最近の年金に係る不祥事に関する報道でこれまでの経緯を思い出し、市の事務処理には疑念を持っている。

7年半もの間、保険料を未納にしていれば、指導や督促等があつてしかるべきであるが、そのようなことも無かった。申立期間が未加入とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年4月に国民年金被保険者資格取得手続を行ったはずとしているが、当時、国民年金と国民健康保険については、これらを区別して認識していなかったとしており、これらの手続について、同時に一体的な処理が行われるものと考えていたことがうかがわれることから、同年4月に申立人に係る国民年金被保険者資格取得手続が確実に行われたと推認することはできない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は、税金の納付などでA市役所に赴いたついでに納付書により納付していたとしているが、同市では、申立期間の保険料の納付方法は国民年金手帳を用いる「印紙検認」方式であったとしており、申立人の主張とは相違する。

さらに、A市では、申立期間においては、通常、専任徴収員による集金により保険料を徴収していたところ、申立人は申立期間当時、保険料の集金が行われていたことを知らなかったとしているが、申立人が、昭和43年4月に国民年金被保険者資格取得手続を行っていた場合、集金により保険料の徴収が行われていたことについて知り得なかったとは考え難い上、申立人は申立期間に納付したとする保険料額についても記憶が無いとしている。

加えて、社会保険庁が保管する年金記録によれば、申立人の国民年金被保険者資格取得手続が行われたのは、昭和50年10月ごろであったとみられ、この手続に係る国民年金手帳記号番号以外に別の記号番号が申立人に対して払い出された形跡は見当たらないことから、同年10月ごろ行われたのが申立人の最初の国民年金被保険者資格取得手続であったと推認されるほか、この手続において、申立人は同年10月2日に国民年金被保険者資格を取得したとする処理が行われたことがうかがわれることから、申立期間については国民年金には未加入として取り扱われたものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の保険料の納付したことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から同年 6 月まで

昭和 56 年に夫が役場から国民年金に加入するよういわれたのをきっかけに、夫が夫婦の国民年金加入手続を行い、それ以降は毎年、夫と同じように国民年金保険料を納付等してくれたように夫から聞いているので、私の申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、国民年金保険料の納付には関与しておらず、申立人の夫が夫婦同様に保険料を納付してくれていたとしているため、申立人の夫に聴取したところ、保険料を納付する場合は、年度当初に夫婦分まとめて 1 年分納付しており、申立期間の保険料についても、他の年度（社会保険庁の記録上、昭和 63 年度から平成 3 年度までの期間及び 7 年度の申立人及びその夫の保険料は前納とされている。）と同様、昭和 61 年度当初に納付したはずであり、申立人の申立期間のみが未納とされているのは納得できないとしている。

一方、申立人の夫は、平成 19 年 10 月に当委員会に対して、昭和 56 年度から 60 年度まで夫婦共に、保険料納付の免除を受けていたはずであるのに自身の 60 年度だけが未納とされているのは納得できないとする申立てを行っているが、同申立てに関連して、社会保険庁の記録上、申立人の夫の 61 年度の保険料が昭和 63 年 4 月になってから過年度納付されたこととされている理由について当委員会から聴取を行った際、62 年に亡くなった父（申立人の義父、同年*月死亡。）が残したお金があったので、これにより保険料を納付できるようになったとの証言をしており、この証言は今回の申立人に係る申立てにおいて、61 年度の保険料について夫婦分まとめて同年度当初に前納したとする証言とは符合しない。

また、社会保険庁の記録上、申立人の夫が昭和 61 年度の保険料を過年度納付したとされている点は、同年度においても引き続き申立人の夫は保険料納付が困難であったことをうかがわせ、当委員会が、申立人の夫が 60 年度の保険料納付の免除を受けていたと認められるとする決定を行った判断理由の一つともなっていた。その上、申立人の夫が 62 年度から保険料の現年度納付を開始したとされていることを勘案しても、前回の申立人の夫の申立時の証言内容の方が、今回の申立てに係る証言内容よりも合理的であり、61 年度の申立人及びその夫の保険料が同年度当初にまとめて前納されたことは考え難い。

さらに、社会保険庁の記録によれば、申立人に対して昭和 63 年 8 月 10 日に納付書が作成されたことがうかがわれ、これは同日時点で時効前であった 61 年 7 月以降の未納期間に係る納付書であったとみることができるほか、申立人が申立期間に居住していた A 町の被保険者名簿を見ると、申立人の夫は昭和 61 年度分の保険料について、63 年 4 月に過年度納付を行ったこととされているのに対し、申立人は、61 年度のうち 61 年 7 月以降の分及び 62 年度分の保険料が、63 年 9 月になってから過年度納付されたこととされており、同年 9 月時点では申立期間の保険料は既に時効のため納付不能となっていたことがうかがわれる。

加えて、申立人の夫は、前回の自身の年金記録に係る確認申立ての際、夫婦分の国民年金加入手続を同時に行った時点で、自身が 60 歳到達までに保険料を納付できる期間が年金受給に最低限必要となる 25 年余りしか無いことを強く認識していたことから、同手続前に厚生年金保険被保険者期間がある妻（申立人）よりも、自身（申立人の夫）を優先的に考えて免除申請、保険料の納付を行っていたとも主張しており、この主張内容からみても、上記昭和 61 年度の夫婦の保険料の納付に係る A 町の記録に特に不自然さは無い。

このほか、申立期間の保険料が納付されたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年6月まで

国民年金制度が発足した当時、私たち夫婦はA市に住んでおり、組長が保険料を集めて町内会長まで届けていた。私たち夫婦も組長となった際には、間違い無く保険料を納付した記憶があるので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、A市に居住していた申立期間当時に国民年金保険料を納付していたとしているが、国民年金の加入手続についての記憶は無い。

また、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿では、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で昭和39年10月にB市C区で払い出されたことが記載されており、申立人夫婦が所持する国民年金手帳には同区の住所と発行日（同年10月23日）が記載されている。国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立期間当時にA市で申立人夫婦に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記載は確認できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

以上のことから、申立人夫婦の国民年金加入手続は、A市からB市へ転居後の昭和39年10月ごろに行われ、その際に36年4月までさかのぼって資格取得したものと推認され、申立期間当時には未加入であったことからA市において保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、A市では、申立人が申立期間当時に居住していた地区には納税組合が組織されており、納税組合が国民年金保険料のほか、国民健康保険税、市県民税、固定資産税などの各種の税も取り扱っていたとしている。しかし、申立人夫婦は、町内会に国民年金保険料を納付していたとするのみで、そのほかの

各種税金の集金についての明確な記憶は無い。

加えて、申立人夫婦の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間のうち、昭和37年7月から39年6月までの保険料を過年度納付及び現年度納付することが可能である。しかし、申立人夫婦は、A市で町内会に保険料を納付していたとするのみであるほか、申立人夫婦の国民年金手帳の同年4月から同年6月までの印紙検認記録欄には検認印が無いなど、上記期間の保険料が、加入手続後に過年度納付及び現年度納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年6月まで

国民年金制度が発足した当時、私たち夫婦はA市に住んでおり、組長が保険料を集めて町内会長まで届けていた。私たち夫婦も組長となった際には、間違い無く保険料を納付した記憶があるので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、A市に居住していた申立期間当時に国民年金保険料を納付していたとしているが、国民年金の加入手続についての記憶は無い。

また、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿では、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で昭和39年10月にB市C区で払い出されたことが記載されており、申立人夫婦が所持する国民年金手帳には同区の住所と発行日（同年10月23日）が記載されている。国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立期間当時にA市で申立人夫婦に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記載は確認できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

以上のことから、申立人夫婦の国民年金加入手続は、A市からB市へ転居後の昭和39年10月ごろに行われ、その際に36年4月までさかのぼって資格取得したものと推認され、申立期間当時には未加入であったことからA市において保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、A市では、申立人が申立期間当時に居住していた地区には納税組合が組織されており、納税組合が国民年金保険料のほか、国民健康保険税、市県民税、固定資産税などの各種の税も取り扱っていたとしている。しかし、申立人夫婦は、町内会に国民年金保険料を納付していたとするのみで、そのほかの

各種税金の集金についての明確な記憶は無い。

加えて、申立人夫婦の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間のうち、昭和37年7月から39年6月までの保険料を過年度納付及び現年度納付することが可能である。しかし、申立人夫婦は、A市で町内会に保険料を納付していたとするのみであるほか、申立人夫婦の国民年金手帳の同年4月から同年6月までの印紙検認記録欄には検認印が無いなど、上記期間の保険料が、加入手続後に過年度納付及び現年度納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年6月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月から5年3月まで

私は、平成2年6月ごろから母親がA市役所で国民年金の保険料を私に代わって納付していたと思っているので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時に、その母親がA市役所で申立人の国民年金保険料を納付していたと述べている。

しかし、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿では、申立人の国民年金手帳記号番号は申立期間後の平成7年4月にA市で払い出されたことが記載されているほか、申立人は申立期間当時から10年3月まで住民登録の異動が無いなど、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このため、申立人の国民年金加入手続は7年4月ごろに行われ、その際、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した2年6月にさかのぼって資格取得したものと推認され、申立期間当時は国民年金に未加入であったことから、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点より以前の平成5年度及び6年度の保険料は納付済みと記録されており、これは、加入手続後に過年度納付又は現年度納付されたものと考えられる。加入手続が行われた時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できないものの、上記のほか、申立期間のうち、平成5年3月の保険料を過年度納付することが可能であるが、申立人はその当時の保険料納付に関与しておらず、申立人の母親が代わって納付をしていたとするのみで、

当該1か月の保険料が過年度納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これらを行ってくれたとするその母親は既に死亡しているため、その状況について確認することはできない。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から50年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から50年7月まで

私は、昭和33年11月に結婚したが、家計は夫の母親が仕切っていた。43年に、結婚10年目の節目ということで、家計の管理を、私が任されることになった。そのため、国民年金の加入と保険料納付が可能となり、すぐに加入の手続きを行い、滞りなく保険料を納付してきたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年に国民年金の加入手続きを行ったとしている。しかし、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿には、申立人の国民年金手帳記号番号は50年6月に社会保険事務所から申立人が居住するA市B区に払い出されたことが記載されており、申立人は、同記号番号により、同年8月に任意加入として国民年金の資格を取得している。申立人は、婚姻後、現在に至るまで転居は無く、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このため、申立人の国民年金加入手続きは同年8月に行われたものと推認され、申立期間当時には未加入であったことから、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立期間当時は、申立人の夫が厚生年金保険被保険者で申立人は国民年金の任意加入対象者に該当するが、任意加入対象期間については、制度上、加入手続きの時点からさかのぼって資格取得することはできず、保険料を納付することもできない。

さらに、A市では、申立期間のうち、昭和49年度までの保険料納付方法は国民年金手帳の印紙検認方式で、集金人による領収書の交付は50年度以降に開始したとしているが、申立人は、申立期間当時、集金人に国民年金保険料を

納付すると、小さい紙片の領収書を渡されたとのみ説明しており、印紙検認に係る記憶は無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月 10 日から 35 年 4 月 1 日まで
私は、A社に昭和 31 年 5 月から 37 年 2 月まで勤務していたが、社会保険事務所の記録では申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社の厚生年金保険被保険者資格を取得した複数の同僚が、申立人を記憶していることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、「当時の書類を保存しておらず、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人が厚生年金保険の被保険者であったか否か不明である。」としており、申立人の同社における勤務を開始した時期等については確認できない。

また、社会保険事務所が保管する厚生年金保険記号番号払出簿によれば、A社は、申立人を含む3人の社員について、社会保険事務所から厚生年金保険記号番号の払出しを連番で受けていることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に申立人の名前や健康保険整理番号に欠番は見られない上、事業主から申立てどおりの健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合、その後の数度にわたる報酬月額算定基礎届が提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 2 月から 36 年 2 月まで

私は、申立期間にはA社B支店のC所長の運転手を務め、朝7時ぐらいに家を出て夜8時か9時ぐらいに帰宅していた。業界組合の健康保険証の交付を受けていたことから、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、申立期間当時、同社B支店にC所長が在籍していたことを認めており、また、申立人は、同社B支店における業務内容を詳細に記憶しており、職務に就いた経緯に係る証言内容にも不自然な点はみられない。

しかし、昭和33年8月から36年3月までの間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚の中から連絡が取れた22人のうち、18人は申立人を覚えておらず、残りの4人は、「申立人が下請会社の人であったことは知っているが、A社と雇用契約があったかどうかについては不明である。」としており、申立人の同社B支店における雇用形態及び厚生年金保険の取扱いに関する具体的な証言は得られない。

また、A社B支店は、「当時の関係資料は残っておらず、申立人の雇用、勤務状況及び厚生年金保険の資格取得については確認できない。」としている。

さらに、社会保険事務所が保管している申立期間におけるA社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1864

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年10月から35年5月まで

私は、A社B支店を退社した後、昭和34年10月ごろ同社に再入社した。35年3月に会社から健康保険証をもらい、同年4月ごろC病院に入院して手術をした記憶もあるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和35年当時にA社B支店の労働組合の職員であった者及び58年に同社で事務を担当していた者が、「臨時社員(繁忙期に定時勤務(8時から17時まで)で日給による月払で雇用されていた者)については、厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言しているところ、申立人が、「申立期間は、定時勤務(8時から17時まで)で、日給による月払であった。」としていることから、申立人は、申立期間においては臨時社員であり、同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得させる対象者ではなかったことが推認できる。

また、A社B支店は、申立期間当時の資料は廃棄済みとしており、当時の事業主及び事務担当者も既に死亡しているなど、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無く、保険料控除に係る申立人の記憶も曖昧である。

さらに、申立期間に係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年12月ごろから57年6月1日まで
② 昭和57年6月7日から58年12月10日まで

私は、申立期間①においてA社に、申立期間②においてB社に勤務していた。当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたと主張するA社及びB社の所在を確認することができず、両事業所を特定することができない。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人が勤務していたと主張する地域には、A社及びB社（それぞれ類似名称の事業所を含む。）は、厚生年金保険の適用事業所として存在しておらず、他の地域で適用事業所として存在する類似名称の事業所に係るオンライン記録には、申立人の名前は確認できない。

さらに、申立人は、事業主及び同僚の名前を覚えておらず、申立てに係る周辺事情を調査することができない。

加えて、申立人は、昭和54年9月26日に国民年金に加入し、56年4月から61年3月まで国民年金保険料の申請免除を受けている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無く、保険料控除に係る申立人の記憶も曖昧である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月から 35 年 12 月 1 日まで

私は、中学卒業後、A社に勤務したので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、昭和 42 年 11 月に合併しており、承継会社には同社の資料が保存されていない上、当時の事業主は死亡しており、申立てに係る事実を確認できない。

また、申立人が名前を挙げた同僚は、「A社を辞めた時期及びB社に移った時期は、申立人と一緒だったことは覚えているが、申立人がA社にいつから勤めたかは分からない。」と証言しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる証言は得られない上、事情を聴取できた複数の同僚は、「当時のA社は、事業が思わしくなく厚生年金保険の加入に当たっては、不明瞭なところがあった。」と証言している。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間における健康保険整理番号に欠番は見られない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 5 日から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 41 年 4 月 5 日、A社に入社したと同時に厚生年金保険に加入していた。6か月間の被保険者期間が漏れているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、申立期間内の昭和 41 年 6 月 1 日からA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社の事務担当者は、「書類は保存していないが、6か月の勤務実態を見てから、厚生年金保険に加入させた可能性が高い。」と証言している。

また、申立期間において申立人と一緒に勤務していた同僚は、「入社と同時には厚生年金保険の被保険者になっていない。」と証言している上、当該同僚も雇用保険の被保険者資格を取得してから8か月後に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることを踏まえると、A社は、当時、入社と同時には厚生年金保険被保険者資格の取得手続を行わない取扱いをしていたものと考えられる。

さらに、社会保険事務所が保管する厚生年金保険記号番号払出簿により、申立人は、昭和 41 年 10 月 1 日にA社において被保険者資格を取得していることが確認できるとともに、同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間における健康保険整理番号に欠番は見られない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 6 月 1 日から 34 年 4 月 1 日まで
② 昭和 34 年 4 月 1 日から 35 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 38 年 5 月 1 日から 40 年 12 月 1 日まで
④ 昭和 39 年 1 月 1 日から 41 年 4 月 2 日までの期間
及び同年 7 月 31 日から 42 年 1 月 1 日までの期間
⑤ 昭和 41 年 1 月 1 日から 43 年 1 月 1 日まで
⑥ 昭和 42 年 1 月 1 日から 44 年 1 月 1 日まで
⑦ 昭和 43 年 1 月 1 日から 44 年 4 月 1 日まで

申立期間に各事業所で働いていたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い旨の回答をもらった。給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の証言から判断すると、申立人が、申立期間①当時、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 33 年 12 月 1 日からであり、それまでは適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人が名前を挙げた同僚 3 人のうち 2 人の被保険者記録は確認できない上、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 33 年 12 月 1 日に被保険者となった同僚は、「当時、A社は人の出入りが多く、また、本人の希望で厚生年金保険に入ったり、入らなかったりしていた。」と証言している。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間①に被保険者記録が確認できる 12 人は、全員、同社の

新規適用時（昭和 33 年 12 月 1 日）に資格取得しており、かつ、健康保険整理番号に欠番は見られない。

申立期間②及び③について、社会保険事務所には、申立人が勤務していたと主張する B 社及び C 社の厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、B 社及び C 社の同僚については、申立人が名前を覚えていないため、証言を得ることができない。

さらに、申立期間③のうち、昭和 39 年 1 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間については、申立人は、申立事業所とは異なる D 社での厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

申立期間④について、社会保険事務所の記録によると、E 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 40 年 2 月 1 日からであり、それまでは適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 1 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間は、申立事業所とは異なる D 社での厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する E 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社の新規適用時から昭和 42 年 1 月 1 日までの期間に係る健康保険整理番号に欠番は見られない。

申立期間⑤について、申立人は、申立期間⑤のうち、昭和 41 年 4 月 2 日から同年 7 月 31 日までの期間については、申立事業所とは異なる E 社での厚生年金保険被保険者記録が、また、42 年 9 月 28 日以降の期間については、F 社での雇用保険の被保険者記録が確認できる。

また、G 社は平成元年 6 月 21 日に全喪しており、承継会社である H 社（承継前と同社名）には、当時の関連資料等は保管されておらず、当時の事業主も既に亡くなっていることから、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の事実について確認できない。

さらに、申立期間⑤に G 社において被保険者記録があり、連絡の取れた者からは、申立人を覚えている者は確認できない。

申立期間⑥について、申立人は、昭和 42 年 9 月 28 日から 43 年 8 月 20 日までの期間について、F 社での雇用保険の被保険者記録が確認できることから、当該期間に、同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、F 社は昭和 53 年 12 月 13 日に全喪し、当時の事業主も連絡先不明であるため、申立人の同社における厚生年金保険料の控除の事実について確認できない。

また、申立期間⑥に F 社において被保険者記録のある同僚の中には、「希望者のみが社会保険に加入していたと思う。」と証言する者がいる上、申立人が名前を挙げた同僚 3 人についても被保険者記録が確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管する F 社の健康保険厚生年金保険被保険者名

簿に申立人の名前は無く、申立期間に係る健康保険整理番号に欠番は見られない。

申立期間⑦について、申立人は、昭和44年1月20日から同年12月30日までの期間について、I社での雇用保険の被保険者記録が確認できることから、当該期間に、同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、I社は平成6年3月31日に全喪しており、当時の事業主も連絡先不明であるため、申立人の同社における厚生年金保険料の控除の事実について確認できない。

また、社会保険事務所が保管するI社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、申立期間⑦に係る健康保険整理番号に欠番も見られない。

このほか、申立期間①から⑦までについて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 35 年 4 月 30 日まで

私は、中学を卒業してすぐにA社に入社し、勤務場所はB社内であった。昭和 32 年 4 月からA社で3年間勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚の証言から判断して、申立人が、申立期間当時、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A社は、昭和33年6月9日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、32年4月1日から33年6月8日までは、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間のうち、同社の新規適用日である昭和33年6月9日以降の期間の健康保険整理番号に欠番は見られない。

さらに、A社は、「当時の事務担当者は死亡しており、事務手続については不明である。」と回答している。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年から33年10月まで

私は、昭和31年に職業安定所の紹介でA社の事務員として採用され、退社する33年10月までの間、事務全般を担当していた。私自身の保険料も間違いなく給料から毎月差し引かれていた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社において厚生年金保険被保険者記録のある複数の同僚は、申立人が申立期間に勤務していたことを証言しており、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は平成5年7月1日に全喪し、商業登記簿によれば、同年10月20日に解散しており、事業主も死亡しているため、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

また、社会保険事務所におけるA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無いなど、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は認められない。

さらに、同僚は、「厚生年金保険に加入させてほしいと要求し続け、入社1年後にようやく加入させてもらった。厚生年金保険に加入させるかどうかは、事業主の妻が決定していた。」と証言している上、申立人自身も「厚生年金保険に加入していない同僚がいたかもしれない。」としていることから、当時、同社では、入社後直ちにすべての社員について厚生年金保険の資格を取得させていたわけではないことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1871

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年ごろから23年ごろまで
② 昭和24年11月から25年8月8日まで
③ 昭和45年2月28日から同年5月まで

私は、申立期間①はA社に、申立期間③はB社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。また、C社には昭和24年11月から28年4月30日まで勤務していたが、厚生年金保険被保険者資格の取得日が25年8月8日とされているため、申立期間②は被保険者とされていない。

いずれの申立期間も、それぞれの事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社において、昭和23年4月から26年7月まで厚生年金保険被保険者記録がある者を申立人が記憶していることから、勤務時期は不明ではあるものの、申立人が同社に勤務していたことについては推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社は、昭和23年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同年4月1日より前の期間については厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和23年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した38人並びに同年4月26日、同年5月15日及び同年7月6日に資格取得した3人の計41人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、すべて連番で払い出されているが、この中に申立人の名前は無い。

さらに、A社は、昭和39年6月に解散している上、当時の事業主とも連絡が取れないため、申立てに係る事実を裏付ける証言を得ることはできない。

申立期間②について、申立人は、C社に住み込みで働いていたと主張しているところ、申立人の戸籍の附票によると、申立人は昭和24年11月7日に同社所在地に転居していることが確認でき、申立人の主張と符合するとともに、25年2月ごろに入社したとしている者が、「申立人は自分より前から勤務していた。」としていることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことにつ

いては推認できる。

しかし、C社における申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日と同日の昭和25年8月8日に新たに被保険者資格を取得している4人(同年8月8日の資格取得者は8人であるが、このうち4人は再取得である。)中、事情聴取できた3人のうち1人は、同社の入社日を同年2月ごろとしているとともに、この4人のほか、申立人が記憶している同僚の中にも、「入社後、厚生年金保険の被保険者ではなかった期間があった。」と証言している者もいることから、申立期間当時、同社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

また、C社は、平成14年2月に全喪している上、当時の事業主とも連絡が取れないため、申立てに係る事実を裏付ける証言を得ることはできない。

申立期間③について、B社が保管している申立期間③当時の社会保険台帳の記録は、同社に係る社会保険事務所の被保険者記録とおおむね一致しているところ、当該台帳に申立人に係る被保険者記録は無いことが確認できる。

また、雇用保険の記録によると、申立人は、B社の前後の事業所については雇用保険の加入記録がある一方、同社については雇用保険の記録は確認できない。

さらに、申立人は、「B社の前に勤務していたD社が廃業することになったため、自動的にB社に移行した。」と主張しているが、社会保険事務所の記録によると、D社全喪時の被保険者の中には、その後、E社の被保険者となった者はいるものの、B社の被保険者となった者は確認できないところ、E社は、「D社の後継会社はE社であり、B社ではない。」としている。

加えて、E社が保管している申立期間当時の労働者名簿によると、申立人は昭和45年2月20日にD社を依願退職したことが確認できる上、その退職日は、雇用保険の被保険者記録と一致する。

このほか、B社において申立期間③に厚生年金保険被保険者記録がある複数の者に照会したが、申立人が当該期間に同社に勤務していたことをうかがわせる証言を得ることはできない。

このほか、すべての申立期間について、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1872

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月5日から44年7月1日まで
厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社に係る記録は、昭和43年5月10日資格取得、同年6月5日資格喪失とされていることが分かった。
しかし、私は、昭和44年6月末ごろまで、A社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している被保険者名簿によると、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は、社会保険庁の記録と同じ昭和43年5月10日資格取得、同年6月5日資格喪失であることが確認できる上、申立人に係る雇用保険の記録においても同年5月10日資格取得、同年6月4日離職の記録が確認できる。

また、申立期間にA社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる者12人に確認したが、申立人が申立期間も継続して同社に勤務していたとする証言を得ることはできなかった。

さらに、当該複数の同僚は、「自分が記憶しているA社の勤務期間と厚生年金保険の被保険者期間は符合している。」としており、申立期間当時、同社が従業員の被保険者資格を不適切に喪失させていた状況もうかがえない。

加えて、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月25日から37年9月ごろまで

私は、昭和36年5月3日から約1年4か月間、A社で勤務していたが、厚生年金保険の記録を確認したところ、同年9月25日に被保険者資格を喪失したとされ、その後は被保険者記録が無いことが分かった。

保険料控除を証明できる資料は無いが、A社で勤務中に大型運転免許を取得したことを記憶しており、申立期間に同社に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間はA社に勤務していたと主張しているが、雇用保険の記録によると、申立人は同社とは別のB社において昭和36年11月1日に被保険者資格を取得したことが確認できる上、同社が保管している雇用記録においても、申立人の入社日は同日であることが確認できる。

また、申立期間にA社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる者17人に確認したが、申立人が申立期間も継続して同社に勤務していたことをうかがわせる証言は無い上、当該同僚のうち1人は、申立人は申立期間には既に同社を退社していたと思うとしていることから、申立人は申立期間のうち、昭和36年11月1日以降の期間については、B社に勤務していたものと認められる。

さらに、B社は、申立期間当時、約1年の臨時社員の期間を設け、その期間中は厚生年金保険の被保険者資格取得手続を行わず、保険料控除も行っていなかったとしていることから、申立期間のうち、昭和36年11月1日以降の期間については、同社の臨時社員として、厚生年金保険の被保険者とされていなかったものと推認される。

加えて、申立期間のうち、昭和36年9月25日から同年11月1日までの期間に

については、社会保険事務所が保管しているA社の当該期間に係る厚生年金保険被保険者名簿及び原票を確認したが、申立人が同社で被保険者資格を再取得した形跡は無い上、同社は、申立期間当時の社会保険関係書類は既に廃棄し、保管していないとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1874

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月から51年9月まで

私は、公共職業安定所の紹介でA社に入社した。同社とB社は代表者が同じで、給与はB社から支払われていた。A社を辞める前に傷病手当金を受給した。給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶しているA社の業務内容と、事業主の親族が記憶している業務内容が一致していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によれば、A社は、昭和55年6月6日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できるとともに、申立人が主張するB社は、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社は昭和60年1月31日に解散し、申立期間当時の事業主は既に他界しているものの、事業主の親族及び同僚は、同社が厚生年金保険の適用事業所になるまでの期間は、給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと証言している。

さらに、A社が設立された昭和41年から勤務していた事業主の親族は、「当時の資料は保存されておらず、申立人についての記憶も無い。」と回答しており、申立ての事実について確認することができない。

加えて、雇用保険の記録によると、申立人は、A社の前の事業所については加入記録がある一方、同社については加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年10月1日から26年6月1日まで

私は、A社B支店で昭和26年5月に退職するまで引き続き勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和24年10月1日以降のA社B支店での業務内容を覚えており、申立人の職歴メモには詳細に同社での勤務期間について記載があることから、申立人は申立期間に同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社B支店は、昭和24年10月1日に厚生年金保険の適用事業所を全喪しており、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる上、申立人が退職するまで一緒に勤務していたとする支店長を含む複数の同僚は、申立人と同様に、同日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、A社B支店は現存しておらず、当時の同僚の連絡先は不明である上、申立人が昭和26年1月から同年2月にかけて受診したとする病院には、当時の記録は残っていないことから、申立てに係る事実を確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1876

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年3月21日から31年8月15日まで
② 昭和35年6月1日から36年7月31日まで
③ 昭和38年6月20日から40年12月1日まで

私は、申立期間①についてA社で、申立期間②及び③についてB社で働いた期間に係る脱退手当金を受けたこととされているが、脱退手当金を請求した記憶が無く、社会保険庁の記録に納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人と同時期（昭和25年10月から29年5月までの間）にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した脱退手当金受給資格者37人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、21人に脱退手当金の支給記録があり、そのうち18人が資格喪失日から約6か月以内に支給決定されている上、当該18人の中には、申立人と資格喪失日及び支給決定日が同じ者が1人みられ、同様に、資格喪失日及び支給決定日が同一である者が4組（8人）みられる。

また、脱退手当金の支給記録のある同僚は、事業所が脱退手当金の請求手続を行ったと回答しており、当時は通算年金通則法施行前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立期間①の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和31年10月16日に支給決定されており、厚生年金保険被保険者台帳にも脱退手当金の支給記録が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 2 申立期間②及び③について、当該期間についての脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、昭和41年3月22日付けで管轄社会保険事務所の受付印が押されているとともに、同年5月20日付けで当該脱退手当金について隔地払いとする旨の押印があるところ、当該年月日は、オンライン記録上の脱退手当金の支給日とも一致している上、申立人は、当該裁定請求書に請求者の住所として記載されている場所について、当時の住所地と一致するとしているほか、当該社会保険事務所では、脱退手当金裁定伺を作成して決裁を得るなど適正に裁定手続を行っていることが確認できる。

また、申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、当該期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和41年5月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 3 これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 11 日から 35 年 9 月 2 日まで

私は、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後のページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 35 年 9 月 2 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 12 人のうち、受給資格者 11 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、11 人全員に支給記録が確認でき、いずれも資格喪失日から約 7 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、そのうち連絡先が把握できた 2 人は、「事業所が手続をしてくれたと思う。お金を受け取った記憶がある。」と証言していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 7 か月後の昭和 36 年 4 月 6 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1878

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月15日から同年10月15日まで
② 昭和43年10月8日から46年8月20日まで

昭和42年3月に会社を辞めた時、社会保険事務所で脱退手当金の手続をした覚えはあるが、A市に来てから勤務した分の脱退手当金をもらった覚えは無い。妹とB社に入社し、脱退手当金をもらわないようにしようと話していた。出産し、同社を辞めた後、脱退手当金の手続をした覚えは無いので、受給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間前に勤務した期間の脱退手当金を申立期間前に受給したと主張しているが、申立期間前に脱退手当金の支給記録は無く、ほかに申立期間前に脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、オンライン記録上、申立期間後に申立期間とそれ以前の期間を基礎として支給されており、同一の被保険者記号番号で管理されている申立期間とそれ以前の期間を支給期間とした脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和46年11月15日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても申立内容以上の証言は得られず、ほかに申立期間を含む脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1879

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年6月1日から37年4月1日まで
② 昭和37年6月1日から39年4月11日まで

私は、厚生年金保険被保険者加入期間照会回答書を見て、申立期間①及び②に係る脱退手当金が支給されていることを初めて知った。

結婚前に勤務していた会社については、脱退手当金の請求手続きをした覚えも、支給された覚えもあるが、申立期間については、脱退手当金の請求手続きを行った記憶は無い。申立期間に勤務していた会社では、経理や社会保険の届出などの事務はすべて自分一人で行っており、自分以外の者が脱退手当金を請求したとは考え難い。

また、昭和39年*月に生まれた長女の通院などで大変だったため、脱退手当金が支給されたとされている41年4月当時は、社会保険事務所に出向いて脱退手当金の請求手続きを行う時間も、気持ちの余裕も無かったはずであるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、申立期間である2回の被保険者期間が同一の番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の記号番号となっており、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっているものと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和33年11月10日から34年9月27日まで
② 昭和34年11月21日から38年12月15日まで

A社に勤務していた申立期間については、脱退手当金が支給されているため、厚生年金の支給対象期間とならないとされているが、私は脱退手当金を請求した覚えも、受給した覚えも無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和38年12月15日の前後2年以内に資格喪失した者55人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、37人について脱退手当金の支給記録が確認でき、このうち36人が資格喪失日から約6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該事業所に申立人と同時期に勤務しており脱退手当金の支給記録のある複数の者は、事業所が請求手続きしてくれたと証言していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から4か月後の昭和39年4月15日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年2月1日から36年5月1日まで
② 昭和36年8月1日から同年10月31日まで
③ 昭和37年3月18日から40年5月11日まで

私は、申立期間に係る脱退手当金の受給手続を行ったことは無く、受け取った覚えも無いので、年金記録を訂正し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の厚生年金保険被保険者原票の女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和40年5月11日の前後8年以内に資格喪失した者25人のうち、受給資格者17人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、10人について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち8人が資格喪失日から約6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、複数の者は事業所が請求手続をしたと証言していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和40年9月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。